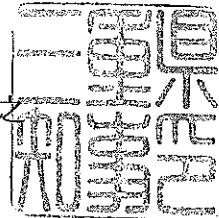


総務第07-62号
令和4年8月3日

三重県議会議長様

三重県知事 一見 勝之



回答書

令和4年7月20日付け三議第86号で送付のありました稻森稔尚議員の質問について、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務部財政課

(電話 059(224)2119)

(回答担当)

(1) (2) 環境生活部くらし・交通安全課

(電話 059(224)2400)

(3) 総務部秘書課

(電話 059(224)2013)

総務部行財政改革推進課

(電話 059(224)2232)



(別紙)

1 質問項目及び内容

「靈感商法」による被害実態と防止・救済策について

- (1) 本県における「靈感商法」による被害等の相談実績について、ここ10年間の推移を伺うとともに、その内容はどのような実態であるのか具体的に例示されたい。また、そのうち旧統一教会及び関連団体によるものは何件あるのか明らかにされたい。

2 回答

国民生活センターが管理運営する全国の消費生活相談情報データベース「PIO-NET」においては、「靈感商法」という分類はありませんが、それが含まれていると考えられる「開運商法」で検索したところ、県及び県内市町における直近10年（平成24年度～令和3年度分）の被害等の相談実績は、以下のとおりでした。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	49	40	41	33	22	21	25	11	9	17

上記相談の内容は、消費者庁及び国民生活センターが「開運商法」のトラブル事例として情報提供している

- ・ 雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに祈とうサービスなど関連商品の契約を続けてさせられる事例
 - ・ 邪気や悪運などをはらうためにお坊さんなどに祈とうしてもらう必要があるとして高額な料金を払わされる事例
- 等と同様となっています。

また、旧統一教会に係る相談件数については、県内において3件ありました。

1 質問項目及び内容

「靈感商法」による被害実態と防止・救済策について

(2) 「靈感商法」をはじめ、重大な不幸が生じるなどと不安をあおり、物品販売や献金の要求による被害を防止・救済するために、県としてどのように取り組む考えがあるのか。特に「靈感商法」が1990年代初頭に社会問題化した背景を知らない世代である若年層や苦悩する旧統一教会の「二世信者」や家族らに向けた情報発信や相談体制を重点的に取り組む必要があると考えるが見解を伺う。

2 回答

消費者の被害の防止については、これまで啓発・教育として、消費生活出前講座や県ホームページ、SNS、地域情報誌等さまざまな情報媒体を活用した啓発等を行い、契約に係る注意喚起や相談窓口である「消費者ホットライン188」の普及に取り組んでいるところですが、あらためてホームページやSNS等でいわゆる靈感商法等に関するトラブルについて情報発信を行い、啓発していきたいと考えています。

また、被害の救済については、消費生活センターへの相談者に対して、

- ・特定商取引法に規定するクーリングオフに係る指導助言
- ・今後の契約の際に参考となるよう関連する悪質商法についての情報提供
- ・不当な勧誘等への対処方法についてのアドバイス
- ・法律相談等の窓口案内

を行っています。

引き続き、国や市町、関係団体等と情報共有し、連携しながら消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けた取組を推進していきます。

1 質問項目及び内容

「靈感商法」による被害実態と防止・救済策について

(3) 2019年10月6日愛知県常滑市で開催された旧統一教会の関連イベント「孝情文化祝福フェスティバル名古屋4万名大会」では当時の三重県知事が祝電を寄せたとの報道がなされた。(現代ビジネス7月14日付) 他方、全国靈感商法対策弁護士連絡会は「政治家が反社会的団体に関する否定的な見解を一掃し、公的団体としてのお墨付きを与える効果を持つ」として祝電等を送付しないよう繰り返し要請しているところであり、公私いずれの立場であったとしても三重県知事名で祝電を送付すれば、行政機関としての本県が旧統一教会の趣旨に対して賛同しているかのような印象を与えかねない。

県は旧統一教会及び関連団体への祝電送付の事実関係を調査すべきであり、その内容を把握しているのか明らかにされたい。また、政教分離の観点のみならず「靈感商法」等の不法行為が繰り返し認定されている団体と政治・行政との関係についてどのように考えているのか見解を伺う。

2 回答

旧統一教会及び2019年10月6日愛知県常滑市で開催された旧統一教会の関連イベント「孝情文化祝福フェスティバル名古屋4万名大会」への公費による祝電送付の有無について調査したところ、該当はありませんでした。

不法行為が繰り返し認定されている団体と行政との関係については、行政の関与により違法な行為を助長することがないように対応していきます。